

令和6年度 保育係関係主要施策について

事業名 (事業発足年度)	予算額、 補助率等 (単位:千円)	実施主体 補助基準額等	事業概要
1 子どものための教育・保育給付費県負担 (平成27年度)	11,077,956 (県単独)	市町村	子ども・子育て支援新制度で創設された「施設型給付費」及び「地域型保育給付費」として、県費義務負担を行う。 【負担割合】 2号認定子ども：国1/2、県・市町村各1/4 3号認定子ども：国 59.08/100 県・市町村各20.46/100
2 施設型給付費等補助 (平成27年度)	1,251,312 (県単独)	市町村	1号認定子どもにおいて、子どものための教育・保育給付費負担のうち地方単独費用分を補助する。 【負担割合】 県・市町村各1/2
3 子育てのための施設等利用給付費負担 (令和2年度)	140,668 (県単独)	市町村	幼児教育・保育の無償化の導入に伴い創設された「施設等利用給付費」として県費義務負担を行う。 【負担割合】 国1/2、県・市町村各1/4
4 子育て環境づくり推進 (平成18年度)	17,095 (県単独)	市町村 1施設当たり 2,000千円 ～ 5,000千円未満	就学前の幼児教育・保育における良好な子育て環境づくりを支援するため、民間の保育所及び幼保連携型認定こども園が保育環境を改善するための整備を行う場合に補助する。 【負担割合】 県1/2、市町村・事業者各1/4
5 認可外保育施設支援 (平成13年度)	5,634 (県単独、一部国1/2)	認可外保育施設 ・市町村 (中核市除く)	次のすべてに該当する認可外保育施設に補助する(但し、(4)は届出施設であれば以下の要件に関わらず補助対象とする)。 ・年度当初(1)「保育士配置充実事業」は各月初日)に入所児童10人以上で、かつ3歳未満児入所割合が2割以上(「(2)健康診断」には適用しない) ・保育時間1日8時間以上 ・「群馬県認可外保育施設指導監督基準」に適合
(1) 保育士配置充実 (平成13年度)	2,615 436	年額 1,743千円 年額 ・435千円 (2時間) ・871千円 (4時間)	最低基準のほかに1名保育士を配置する施設に補助する。 11時間の開所時間を超えて延長保育を行う施設に補助の加算を行う。(長時間保育分) 【負担割合】 県・市町村各1/2
(2) 健康診断 (平成13年度)	133	1人 2,940円	入所児童に対する健康診断費に補助する。 【負担割合】 県・市町村各1/2
(3) 保育所等事故防止推進事業 (平成31年度)	750	1か所当たり 500千円	保育中の事故防止を図るために必要な備品等の導入費用に補助する。 【負担割合】 国1/2、県1/4、事業者1/4

事業名 (事業発足年度)	予算額、 補助率等 (単位:千円)	実施主体 補助基準額等	事業概要
(4) ICTを活用した 子どもの見守り 支援事業 (令和5年度)	300	1か所当たり 200千円	GPS等を活用した見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入費用に補助する。 【負担割合】 国1/2、県1/4、事業者1/4
(5) 登降園管理システム導入支援事業 (令和5年度)	1,050	1か所当たり 700千円	園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器の導入費用に補助する(ただし初期費用に限る)。 【負担割合】 国1/2、県1/4、事業者1/4
6 認定こども園整備事業 (平成21年度)	39,530 (国10/10)	県	幼保連携型認定こども園が幼児教育に必要な遊具・教具・運動用具・保健衛生用品を購入するために要する経費を補助する。 【負担割合】 国1/2、事業者1/2
7 保育充実促進費補助 (平成10年度)	265,324 (県単独)	市町村 (中核市を除く)	低年齢児の処遇改善や食物アレルギー対策等、地域社会の要望に即応した保育体制の確立を図るため、市町村が行う保育事業に要する経費に補助する。 【負担割合】 県・市町村各1/2
(1) 低年齢児保育 (昭和49年度)	256,924	月額10,900円	入所児童のうち1歳児が1人以上の民間保育所及び認定こども園に補助する。 1歳児の保育士配置を基準の6:1から5:1に充実するための経費を補助する。
(2) 食物アレルギー対策 (平成27年度)	8,400	年額100千円	保育所及び認定こども園において、安心・安全な給食の提供を行い、食物アレルギーに係る事故を防止するため、組織体制の強化、給食設備等に係る経費の一部を補助する。
8 第3子以降3歳未満児保育料免除事業費補助 (平成27年度)	302,092 (県単独)	市町村	県内で家族を増やし、子育てする世帯の経済的負担を軽減するために、認可保育所、認定こども園及び認可外保育施設等を利用する第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化する市町村に対して補助する。(認可外保育施設利用者は、認可保育所を利用した場合の相当額を補助) 【負担割合】 県・市町村各1/2

令和6年度における県単独補助事業の経過措置について

群馬県生活こども部こども・子育て支援課保育係

保育充実促進費補助金(食物アレルギー対策)

【制度の見直しの経緯】

令和2年度より施設型給付費等の栄養管理加算において、栄養士の配置等の施設の取組状況に応じた評価を行うため、一律の加算額を段階的とする拡充が行われ、食育やアレルギーのある子ども等への適切な対応を推進していくこととなった。

従来の保育充実促進費補助金(食物アレルギー対策)は、国の制度拡充より先行して配置基準を超える調理員の人件費を補助対象としていたが、当該拡充により一部対象経費が重複することとなった。

これについて、経過措置を設定していたが、令和5年度をもって「調理員の人件費」を終了とする。

【R6改正後の事業概要】

(1) 事業内容

食物アレルギーにかかる事故を防止し、食物アレルギー児童に対して安心な給食の提供を行うため、組織体制の強化、給食設備等にかかる経費の一部を補助する。

(2) 補助対象施設

民間の保育所及び認定こども園(中核市を除く)

(3) 対象事業

- ①食物アレルギー児童に関する保護者支援等の実施
 - ②食物アレルギー対応食の調理に必要な備品の購入
- ※調理員の人件費は対象外

(4) 補助要件

以下の全ての要件を満たすこと

- ①食物アレルギー児童が1人以上入所する保育所等
- ②食物アレルギー児童に配慮した給食の提供
- ③食物アレルギー対策委員会等の設置
- ④食物アレルギーに関する園内研修の実施

(5) 補助基準額及び対象経費

- ①補助基準額 1施設あたり 年額 100,000円
- ②対象経費 需用費、備品費 (人件費を除外)

(6) 補助率

県1/2、市町村1/2

令和6年度の公定価格について

令和6年4月 こども・子育て支援課保育係

1 制度改正について（令和6年4月～）

- ・ 制度全体としては、大きな改正はありません。

2 公定価格の改正について（令和6年4月～）

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」（令和6年こども家庭庁告示第9号）が令和6年3月29日に公布されたことにより、単価表の改定がされました。

3 その他

- ・ 令和5年度人事勧告の影響額以上に賃金を支払った事業者への対応が追加されました。
- ・ 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲについて、誓約書を提出することで計画書の作成・提出が不要となりました。
- ・ 処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲの基礎職員数の算定において、4歳以上児配置改善加算が追加されました。

処遇改善等加算について

1 制度改正について（令和6年4月～）

(1) 処遇改善等加算Ⅰ・Ⅲについて

- ① 前年度、加算適用を受けている場合、誓約書を提出することで計画書の作成・提出が不要となります。
- ② 令和5年度人事勧告の影響額以上に賃金を支払った事業者への対応が追加されました

(2) 処遇改善等加算Ⅱについて

- ① 前年度、加算適用を受けている場合、誓約書を提出することで計画書の作成・提出が不要となります。
- ② 令和5年度人事勧告の影響額以上に賃金を支払った事業者への対応が追加されました。
- ③ 段階的に対象職員に研修受講要件が課されております。（次頁参照）

2 審査開始時期（予定）について

- ・ 国通知発出後、取りまとめを依頼する予定です。（例年8月～9月頃）
- ・ 加算Ⅱの対象職員の研修受講要件の確認のみ先行して実施します。

研修受講要件等について

1 令和6年度の対象者等

(1) 対象者

人数Aの職員（副主任保育士、副主幹保育教諭、中核リーダー、専門リーダー）

人数Bの職員（職務分野別専門リーダー、若手リーダー）

(2) 要件

人数A：2分野 又は 30時間以上（令和5年度末までに受講した研修）

人数B：1分野 又は 15時間以上（令和5年度末までに受講した研修）

(3) 参考（令和6年度要件）

人数A：3分野 又は 45時間以上

2 注意点

- ・ 加算Ⅱについては、基本給又は毎月支払われる手当によって支給すること。
- ・ 人数Aについては、月額4万円を支給する職員を1人以上配置すること。
- ・ 要件を満たさない場合は、加算Ⅱの対象外となること。

3 対象となる研修について

- ・ キャリアアップ研修（県及び指定機関）、認定団体が実施する研修（原則H29以降）

子ども・子育て支援情報公表システム 「ここdeサーチ」について

○令和6年度分の報告・公表について

本システムの情報は、毎年度更新していくこととなります。

令和6年度分については、5月以降、県、中核市、各施設あて登録情報の更新に関するメールがシステムから配信される予定です。

つきましては、登録情報の更新に御協力をお願いします。

保育所・認定こども園の整備事業について

【対象事業】 保育所整備事業、幼保連携型認定こども園整備事業、認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）、公立認定こども園整備事業、小規模保育整備事業、防音壁整備事業、防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

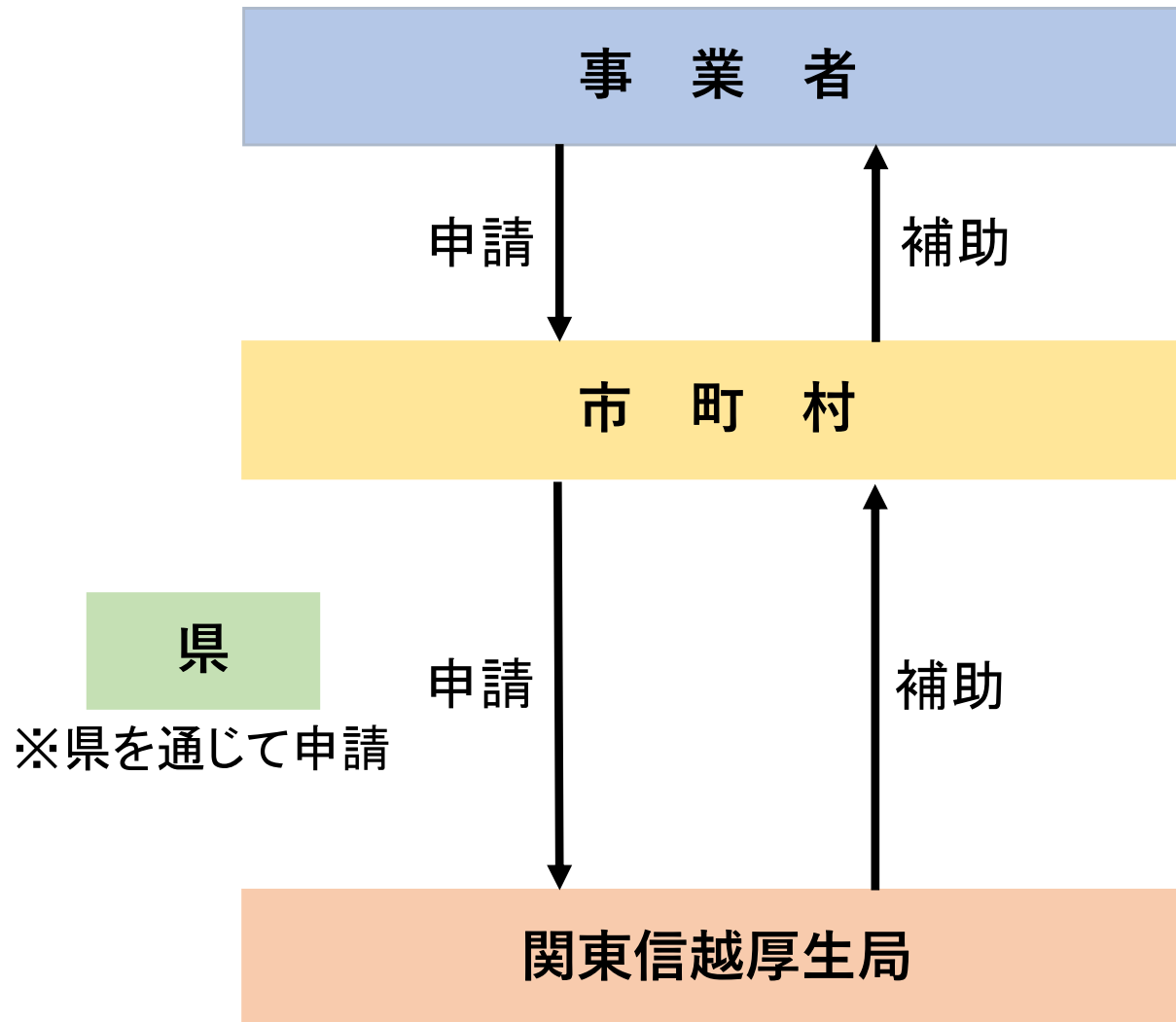
【工期】 原則・・・年度内に施設整備を完了すること
例外・・・年度内に整備が完了しなくなった場合、次年度への繰越手続きが必要。繰越については、財務省財務局の審査・承認を経る必要がある。

※最初から工期的に年度内完成が難しいものについては、2か年事業として協議すれば、繰越手続きは不要です。

※市町村・事業者におかれましては、工事計画・工程管理について、設計会社や建設会社と確認し、年度内に完成されますようお願いいたします。

保育所・認定こども園の整備事業について

<利用の流れ> 就学前教育・保育施設整備交付金



保育所・認定こども園の整備事業について

＜こども家庭庁の設置に伴う施設整備補助事業の一元化＞

令和4年度まで

		幼稚園	認定こども園			保育所
			幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
私立	幼稚園機能部分	私立学校施設整備費補助金	認定こども園施設整備交付金			
	保育所機能部分	保育所等整備交付金				
公立	幼稚園機能部分	学校施設環境改善交付金	沖縄振興公共投資交付金 (学校施設環境改善に関する事業)		地方交付税 (事業債)	
		地方交付税 (事業債)				
	保育所機能部分	地方交付税 (事業債)				



令和5年度から

		幼稚園	認定こども園			保育所
			幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
私立	幼稚園機能部分	私立学校施設整備費補助金	新交付金			
	保育所機能部分					
公立	幼稚園機能部分	学校施設環境改善交付金	沖縄振興公共投資交付金 (認定こども園)		地方交付税 (事業債)	
		沖縄振興公共投資交付金 (学校施設)	地方交付税 (事業債)			
	保育所機能部分	地方交付税 (事業債)				

※一部、経過措置を含む

教育・保育施設等における事故報告について

事業者の
みなさまへ

事故が発生した場合には、別添2のフロー図に従い、
管轄する市町村へ報告してください。

1 報告対象となる施設・事業の範囲

- ① 特定教育・保育施設
- ② 幼稚園(特定教育・保育施設でないもの。)
- ③ 特別支援学校幼稚部
- ④ 特定地域型保育事業
- ⑤ 延長保育事業、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業
- ⑥ 認可外保育施設

2 報告の対象となる重大事故の範囲

- ① 死亡事故
- ② 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
- ③ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

3 報告様式

別添1 教育・保育施設等事故報告書(ver.4)

4 報告期限

第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

第2報は、原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

こ 成 安 第 36 号
5 教 参 学 第 39 号
令 和 6 年 3 月 22 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)担当課長
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長
こども家庭庁成育局成育環境課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む。以下同じ。）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令 123 号）が施行されたことに伴い、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されたところである。加えて、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 72 号）が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、既存の教育・保育

施設等と同様に子育て世帯訪問支援事業については都道府県、児童育成支援拠点事業については市町村への報告義務が課されることとなる。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 5 年 12 月 14 日付け、こ成安第 142 号・5 教参学第 30 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用してきた。

今般、新たに子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業が重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲に加わることから、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 6 年 4 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。

また、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の 2 から 7 までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）
- (3) 特別支援学校幼稚部
- (4) 特定地域型保育事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 放課後児童クラブ
- (7) 子育て短期支援事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) ファミリー・サポート・センター事業
- (11) 子育て世帯訪問支援事業
- (12) 児童育成支援拠点事業
- (13) 認可外保育施設

3. 報告の対象となる重大事故の範囲

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- (3) 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

4. 報告様式

別添 1 「教育・保育施設等事故報告書」のとおり

なお、データベース掲載用シートについては、自治体において記載すること。

5. 報告期限

国への第 1 報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第 2 報は、原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

6. 報告要領

別添 2 「報告ルート」のとおり

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業及び児童育成支援拠点事業施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。
- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都

市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

(3) 特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

(4) 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て世帯訪問支援事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

(5) 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。

なお、企業主導型保育施設からは、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

7. 国の報告先

(1) 6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

○ 文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)

・MAIL : anzen@mext.go.jp

○ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課

・MAIL : youji@mext.go.jp

イ 特別支援学校幼稚部

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
 - ・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)
 - ・MAIL : anzen@mext.go.jp
 - 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
 - ・MAIL : toku-sidou@mext.go.jp
 - ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）
 - こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
 - ・TEL : 03-6858-0133
 - ・MAIL : ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp
 - エ 放課後児童クラブ
 - こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
 - ・TEL : 03-6861-0303
 - ・MAIL : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp
 - オ 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業
 - こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
 - ・TEL : 03-6861-0224
 - ・MAIL : seiikukankyou.katei@cfa.go.jp
 - カ ファミリー・サポート・センター事業
 - こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
 - ・TEL : 03-6861-0519
 - ・MAIL : seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp
 - キ その他、事故の報告等の制度全般
 - こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
 - ・TEL : 03-6858-0183
 - ・MAIL : anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp
- (2) 施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。
なお、第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。
- 消費者庁消費者安全課
 - ・TEL : 03-3507-9201
 - ・MAIL : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

8. 公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別紙】

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」
中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

【問合せ先】

- **事故の報告全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL：03-6858-0183
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL：03-6858-0058
- **特定地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
TEL：03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する
こと**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL：03-6734-2966
- **延長保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL：03-6858-0048
- **放課後児童クラブに関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL：03-6861-0303
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支
援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL：03-6861-0224
- **一時預かり事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL：03-6858-0078
- **病児保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL：03-6858-0056
- **ファミリー・サポート・センター事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL：03-6861-0519
- **認可外保育施設（全類型）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL：03-6858-0133